

## 第2回 江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議

### 次 第

令和4年12月23日(金)午後2時 開会  
オンライン開催

- 1 開会挨拶
- 2 「附属機関等への多様な参画を推進するためのガイドラインに関する要綱」について
- 3 江戸川区男女共同参画推進計画推進状況調査報告書について  
(重点目標2及び重点目標3について)
- 4 閉会

#### 《配付資料》

- 第2回 江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議 次第
- 資料8 審議会等委員の女性委員比率向上に向けた各区の取組み
- 資料9 議会・審議会・委員会等における女性の登用状況(令和4年～令和2年度)
- 資料10-1 附属機関等への多様な参画を推進するためのガイドラインに関する要綱(案)
- 資料10-2 別記様式
- 資料10-3 依頼文例(再掲)
- 第1回推進会議 補足シート(ご提出いただいたもの)
- 第2回推進会議 補足シート
- 第1回会議資料【配布資料5-1】江戸川区男女共同参画推進計画推進状況調査報告書
- 第1回会議資料【配布資料5-2】全庁を対象とした取組みの進捗状況
- 第1回資料資料【配布資料6】現状・課題・今後の具体的な取組

※第1回推進会議で配布した資料5-1、5-2、6、江戸川区男女共同参画推進計画(平成29年度～令和8年度)実施事業等の見直しをお手元にご用意の上、会議に出席いただきますようお願いいたします。

審議会等委員の女性委員比率向上に向けた各区取組

NO	目標値	目標年度	規程の名称など	その他の取組み
1	法令等に 資格要件 が定めて ある場合 を除き 50%	令和6年度	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画計画の指標において、区の審議会等の女性委員の比率目標を50%としている。</li> <li>毎年、女性の任用率調査を実施し、結果を庁内部課長で構成する男女共同参画施策推進会議・同幹事会において報告するとともに、女性委員比率向上に向けて協力を依頼している。</li> <li>子育て中の方でも参加しやすい環境を整備するため、令和3年度から会議開催中の一時保育についての支払い事務を、各所管課ではなく人権・男女共同参画課で一括して行うこととした。これにより、あらかじめ予算計上していない審議会でも保育対応ができるようになった。また、ホームページ内の委員募集情報欄にも一時保育可能である旨を掲載し、周知を図っている。</li> </ul>
2	40%~60%	令和8年度	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等推進行動計画の中で、審議会等における女性委員の割合を40.0%以上60.0%以下にする数値目標を掲げている。</li> <li>副区長が委員長となっている男女平等推進委員会で毎年進捗状況を報告し、情報共有している。</li> </ul>
3	50%	令和8年度末	男女平等行動計画に「審議会等委員の女性参画の推進」を事業計上し、女性委員比率50%を目標としている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>区長の付属機関である「男女平等参画推進会議」からの答申を全庁で共有している。</li> <li>男女平等参画行動計画の進捗状況調査とあわせて、各所管課が設置する審議会等の女性委員比率を把握するとともに、向上について協力を依頼している。</li> </ul>
4	50%	令和8年度	「付属機関等への女性の参画を促進するためのガイドライン」 目標：付属機関等における女性委員の割合を50%とする	女性委員比率向上や区のガイドラインの周知徹底を図るため、年に数回、各所管課に協力依頼を行っている。 区の男女平等・共同参画審議会からの提言を全庁で共有し、各所管課が審議会等の女性委員比率向上に取り組んでいる。
5	50%	令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会等の女性比率改善に向けた取組み基本方針</li> <li>審議会等における女性委員比率向上計画</li> </ul>	—
6	40%	令和5年度末	—	審議会等における女性委員の比率調査を行い、庁内の会議にて結果の共有を行っている。また、目標値未達成の理由の記入をしてもらうことにより、課題の可視化を図っている。
7	40%	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会等の委員を委嘱する際の起案文書の協議先に担当課長及び主査を入れ、委員の男女比率について男女いずれかの性が4割未満となっている場合は、起案文書にその理由を記載させている。</li> <li>各所属には、地域団体等に対して、推薦委員の改選時に、担当課が作成した「委員の選出に当たってのお願い」を、団体推薦の依頼書等と一緒に送付するように依頼している。</li> </ul>
8	40%	令和6年度	—	—
9	40%	—	男女共同参画のための行動計画（第5次）に包含	—
10	40%	令和7年度	—	審議会等における女性委員の参画促進の取組に関しましては、「男女共同参画推進プラン」で「審議会等における女性委員の割合」を指標とし、目標値を設定しております。 これに基づき、各部署あてに女性委員の参画促進について定期的（年1回）な協力依頼を通知により行っております。
11	40%	令和8年度	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>年に1回、審議会等における女性委員の登用状況を調査し、目標を下回る審議会等については、今後の登用計画を具体的に書いてもらい、次期改選時に考慮してもらっている。</li> <li>女性委員のいない附属機関の所管課に対して、状況をヒアリングしている。</li> <li>部長級の会議（委員長は副区長）において調査結果を共有するとともに、部長名通知により、女性委員の積極的な登用を依頼する通知を发出し、会議席上で特別職（区長・副区長）から直接、各部長に積極的な登用を依頼している。</li> <li>これらについて男女共同参画・多文化共生推進審議会の男女共同参画部会に報告し、部会からの意見を「男女共同参画プラン取組み状況報告書」に記載している。</li> </ul>

NO	目標値	目標年度	規程の名称など	その他の取組み
12	40%	令和8年度	—	区が策定する「男女平等・多様性社会推進行動計画」において、「審議会等への女性の積極的任用」「各審議会等への女性の積極的任用」「女性の人材情報の収集、充実」の3つを体系に位置付けている。女性委員の任用において、日常的な啓発を始め、女性委員の比率等数値等の指標を設定し、毎年各部署に対して進捗状況の調査の上、分析を行っている。
13	40%	—	男女共同参画基本計画（第4次）	例年、「審議会等における女性の参画状況調査」を区内で実施しているが、その中で、男女共同参画基本計画（第4次）にて女性委員の比率を40%以上とすることを目標とし、達成する必要がある旨と、また改選にあたっては男女の構成比に隔たりが生じないようにする様、お願いをしている。
14	40%	令和6年度	—	庁内各課へ、所管する各種審議会等における女性委員の積極的な登用について依頼を行っている。（年1回）
15	40%	令和7年度	第六次男女平等参画社会実現のための行動計画において、令和7年度末に達成する目標の一つに「区の審議会等における女性委員比率」を設定している。目標は40.0%。 この目標を達成する具体的な取組として、令和4年度末までに委員選定の具体的な手法を明記したガイドラインを作成する予定。	「付属機関等への積極的な女性委員登用」について、男女社会参画課長及び総務課長連名で毎年通知を発布している。 「女性委員比率」調査を毎年実施し、その際に、「女性委員の積極的登用の推進」について全庁的に発信している。
16	40%	令和7年度	事務マニュアル「女性の参画率を向上させるための積極的改善措置」	長期計画の中で、区の審議会等への女性の参画率の目標値を掲げ、比率向上を図っている。
17	40%	令和6年度	審議会等委員への女性登用促進ガイドライン	毎年度、附属機関における審議会の所管課に対して、女性委員比率調査を行っている。 女性委員比率が低い審議会の所管課に対しては、個別にヒアリングを行い、委員推薦時の積極的な女性委員の紹介など比率向上に向けた取組について、働きかけを行っている。
18	40%	令和8年度	審議会等への女性の参画促進に関する指針	—
19	35%	令和6年度	「審議会等への女性の参画を促進するためのガイドライン」	—
20	30%	令和7年度	—	男女共同参画社会推進計画内に比率向上の目標値を記載しており、1年に1度各所管課に対して比率調査を行っている
21	30%	令和5年度	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進プラン進捗状況報告書において、女性の参画状況を掲載</li> <li>区職員向け啓発紙を発行</li> <li>「附属機関等への女性の参画推進について」を各部に送付し、積極的な女性の登用について依頼</li> </ul>
22	—	—	—	—

議会・審議会・委員会等における女性の登用状況(令和4年～令和2年度)

資料9

	R4.4.1時点			R3.4.1時点			R2.4.1時点		
	現員数	女性議員	割合	現員数	女性議員	割合	現員数	女性議員	割合
議員	40	11	27.5%	43	12	27.9%	44	12	27.3%

II 行政委員会(地方自治法第180条の5に定めるもの)

名称	総委員数	女性委員	割合	総委員数	女性委員	割合	総委員数	女性委員	割合
教育委員会	5	2	40.0%	5	1	20.0%	5	0	0.0%
選挙管理委員会	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%
監査委員	4	1	25.0%	4	1	25.0%	4	1	25.0%
農業委員会	13	0	0.0%	13	0	0.0%	13	0	0.0%
合計	26	3	11.5%	26	2	7.7%	26	1	3.8%

III 附属機関(地方自治法第202条の3)

名称	総委員数	女性委員	割合	総委員数	女性委員	割合	総委員数	女性委員	割合
江戸川区防災会議	73	3	4.1%	73	3	4.1%	71	5	7.0%
民生委員推薦会	14	5	35.7%	14	4	28.6%	14	3	21.4%
公害健康被害認定審査会	8	0	0.0%	8	0	0.0%	8	0	0.0%
国民健康保険事業の運営に関する協議会	20	2	10.0%	20	1	5.0%	20	1	5.0%
土地区画整理審議会(北小岩一丁目東部)				9	1	11.1%	9	1	11.1%
土地区画整理評価員(北小岩一丁目東部)				3	1	33.3%	3	1	33.3%
土地区画整理審議会(上篠崎1丁目北部)	10	0	0.0%	9	0	0.0%	9	0	0.0%
土地区画整理評価員(上篠崎1丁目北部)	3	1	33.3%	3	1	33.3%	3	1	33.3%
建築審査会	5	1	20.0%	5	0	0.0%	5	0	0.0%
青少年問題協議会	26	4	15.4%	26	4	15.4%	28	4	14.3%
都市計画審議会	24	1	4.2%	24	1	4.2%	24	0	0.0%
景観審議会	7	3	42.9%	7	3	42.9%	7	2	28.6%
大気汚染障害者認定審査会	5	0	0.0%	5	0	0.0%	5	0	0.0%
特別職報酬等審議会						—			—
江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議			—						
財産価格審議会	12	1	8.3%	7	1	14.3%	7	1	14.3%
公害健康被害補償診療報酬審査会	6	0	0.0%	6	0	0.0%	6	0	0.0%
建築紛争調停委員会	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%
文化財保護審議会	12	3	25.0%	12	3	25.0%	12	3	25.0%
明るい選挙推進委員連絡会	151	53	35.1%	153	53	34.6%	153	53	34.6%
消防団運営委員会	19	5	26.3%	19	3	15.8%	19	3	15.8%
情報公開及び個人情報保護審査会	5	2	40.0%	5	0	0.0%	5	0	0.0%
行政不服審査会	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%
スポーツ推進委員	49	22	44.9%	52	21	40.4%	53	21	39.6%
青少年委員	54	20	37.0%	57	23	40.4%	55	24	43.6%
感染症の診査に関する協議会	10	0	0.0%	10	0	0.0%	10	0	0.0%
廃棄物減量等推進審議会	15	6	40.0%	15	6	40.0%	15	4	26.7%
介護認定審査会	141	31	22.0%	143	33	23.1%	143	33	23.1%
障害認定審査会	30	9	30.0%	30	10	33.3%	30	10	33.3%
江戸川区国民保護協議会	73	3	4.1%	73	3	4.1%	71	5	7.0%
公共調達審査会				5	1	20.0%	4	1	25.0%
公共調達監視委員会				3	1	33.3%	3	1	33.3%
公契約審査会	5	1	20.0%						
公契約監視委員会	3	1	33.3%						
労働報酬等審議会	6	1	16.7%						
小児慢性特定疾病審査会	5	2	40.0%	5	2	40.0%	4	2	50.0%
江戸川区児童福祉審議会	16	5	31.3%	16	6	37.5%	16	7	43.8%
江戸川区子ども・子育て応援協議会	28	9	32.1%	29	9	31.0%	29	7	24.1%
江戸川区子どもの権利擁護委員	5	3	60.0%						
合計	846	197	23.3%	852	194	22.8%	847	193	22.8%

IV 設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等

名 称	総委員数	女性委員	割合	総委員数	女性委員	割合	総委員数	女性委員	割合
健全財政推進区民懇話会				5	1	20.0%	5	1	20.0%
江戸川区健全財政推進区民懇話会	5	1	20.0%						
文化振興審議会	6	1	16.7%	6	1	16.7%	6	2	33.3%
スポーツ栄誉賞審議会	43	3	7.0%	43	3	7.0%	40	3	7.5%
表彰審査会	6	1	16.7%	6	2	33.3%	6	2	33.3%
諏訪善行賞表彰審査委員会	6	1	16.7%	6	2	33.3%	6	2	33.3%
江戸川区外部評価委員会	5	1	20.0%	5	1	20.0%	5	1	20.0%
学校給食調理業務の民間委託業者選定委員会	10	3	30.0%	10	3	30.0%	10	4	40.0%
学校保健委員会	24	8	33.3%	24	8	33.3%	24	8	33.3%
自殺防止連絡協議会	30	7	23.3%	29	4	13.8%	26	3	11.5%
江戸川区健康づくり推進協議会	22	5	22.7%	21	6	28.6%	21	6	28.6%
仕事と生活の調和推進委員会							6	2	33.3%
江戸川区新庁舎建設基本構想・基本計画策定委員会							19	6	31.6%
江戸川区移動等円滑化促進方針策定協議会	21	3	14.3%	21	2	9.5%			
エコタウンえどがわ推進本部	25	6	24.0%	25	6	24.0%			
えどがわ未来カンファレンス				18	9	50.0%			
江戸川区気候変動適応計画策定に関する有識者会議	5	1	20.0%						
合 計	208	41	19.7%	219	48	21.9%	174	40	23.0%

審議会等合計(Ⅱ+Ⅲ+Ⅳ)

合 計	1080	241	22.3%	1097	244	22.2%	1047	234	22.3%
-----	------	-----	-------	------	-----	-------	------	-----	-------

附属機関等への多様な参画を推進するためのガイドラインに関する要綱  
(案)

(目的)

第1条 この要綱は、江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例（令和4年3月江戸川区条例第2号。以下「条例」という。）第10条第4号に規定する施策の一環として、附属機関等の委員（以下「委員」という。）を選任する際の留意事項等を定めることにより、条例第12条に規定する事項の達成を促進し、もって附属機関等への多様な参画を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

2 この要綱において「附属機関等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 区が設置する地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関
- (2) 前号に定めるもののほか、要綱等の規定により区が設置する協議会、懇談会その他の会議体

(目標)

第3条 区は、推進計画の計画期間が終了するまでに、次の目標を達成する。

- (1) 男女（性別又は性自認に基づく男女をいう。以下同じ。）のいずれか一方のみの委員で構成される区の附属機関等をなくす。
- (2) 男女のいずれか一方の委員の総数が、全ての附属機関等の委員の総数の10分の3未満にならないようにする。

(取組内容)

第4条 区は、前条の目標を達成するため、附属機関等の設置目的を妨げない範囲内で、次に掲げる内容に取り組むものとする。

- (1) 区からの依頼に基づく関係団体からの推薦により委員を選任している場合は、当該依頼文に、委員の男女の構成比への配慮その他附属機関等への多様な参画を推進するために必要な事項を明記する。
- (2) 特定の役職にある者を委員としている場合は、当該特定の役職にある者を委員とする方法から、特定の役職にある者が推薦する者を委員とする方法などに選任方法を見直すよう努める。ただし、附属機関等の設置根拠となる法律（以下「根拠法」という。）の規定により、当該委員の構成が特定されている場合は、この限りでない。
- (3) 男女のいずれか一方に偏りが生じないようにするため、委員の公募枠を新たに設け、又は拡大するよう努める。ただし、根拠法の規定により、当該委員の構成が特定されている場合は、この限りでない。
- (4) 学識経験者を委員として複数名選任する場合は、当該学識経験者の男女の数がいずれか一方に偏らないようにする。

(参加への配慮)

第5条 区は、附属機関等の会議を開催するに当たっては、育児中の委員が当該会議に参加しやすいように配慮するものとする。

(登用状況報告書の提出)

第6条 附属機関等を所管する課長は、毎年度、委員の登用状況を、附属機関等における委員登用状況報告書(別記様式。以下「報告書」という。)により、総務部総務課長(以下「総務課長」という。)に提出するものとする。

(報告)

第7条 総務課長は、委員の登用状況について、前条の規定により提出を受けた報告書の内容に基づき、推進会議に報告するものとする。

(変化への対応)

第8条 区は、将来の環境及び社会的な状況の変化に対応し、並びに附属機関等への多様な参画を推進するため、必要に応じて、第3条に規定する目標その他この要綱の内容を見直すこととする。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

送第 号  
年 月 日

総務課長 殿

課長

## 附属機関等における委員登用状況報告書（ 年4月1日現在）

1	附属機関等の名称			
2	附属機関等の設置根拠	① 法律（法令名） ② 条例（条例名） ③ 要綱等（要綱等名）		
3	設置年月日	年 月 日		
4	委員構成	委員数	女性委員数	女性委員の比率（注1）
		人	人	%
5	委員の内訳 （うち：女性の人数）	① 関係団体が推薦する者 人（うち 人） 関係団体名：		
		② 学識経験者 人（うち 人）		
		③ 公募 人（うち 人）		
		④ 区議会議員 人（うち 人）		
		⑤ 区職員 人（うち 人）		
		⑥ その他 人（うち 人）		
6	任期	年		
7	改選年月日 （一斉改選の場合のみ）	年 月 日		
8	女性（男性）委員を 30%以上登用できない 理由（注2）			
9	女性（男性）委員の登 用に向けた今後の取組 （注3）			

注1：小数点第1位（小数点第2位を四捨五入）まで記入してください。

注2：男女のいずれか一方の委員の比率が30%未満の場合のみ、記入してください。

注3：注2に該当する場合に、「改選時に女性（男性）委員の推薦を依頼する。」など、具体的に記入してください。

担当係：

担当者：

電話：

依頼文例

〇〇送第〇〇号  
年 月 日

(推薦団体代表者) 様

江戸川区長

(附属機関等の名称) への委員の推薦について (依頼)

日ごろより、当区の〇〇〇〇〇にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、(附属機関等の名称) の運営につきましては、貴団体から委員の推薦をいただいておりますが、〇年〇月〇日をもちまして、現在委嘱中の委員の任期が満了いたします。

つきましては、後任の委員について、下記のとおりご推薦いただきますよう、よろしくお願いたします。

## 記

- 1 任期満了委員氏名
- 2 任 期 年
- 3 報 酬 円
- 4 推薦期限 年 月 日
- 5 提出書類 別添推薦様式および承諾書
- 6 特記事項

【例1】当区では、政策決定過程における多様な参画を推進するため、附属機関等への委員の登用に際しては、性別に偏りがないよう努めております。つきましては、今回の改選に当たっては、女性（男性）のかたをご推薦いただければ幸いです。

【例2】当区では、政策決定過程における多様な参画を推進するため、附属機関等への委員の登用に際しては、性別に偏りがないよう努めております。つきましては、今回の推薦に当たっては、会長職、副会長職に限定せず、可能な限り女性（男性）のかたの推薦にご配慮いただきますよう、お願いたします。

## 【問合せ・提出先】

江戸川区〇〇部〇〇課〇〇係

担 当：〇〇〇〇

連絡先：〇〇〇〇

## 第1回推進会議 補足シート

・男性の育児参加について、育休取得も重要ですが、就業中の育児参加にも力を入れるべきだと感じます。保育園の送迎は父親が、というケースは間違いなく増えていると思いますが、時短勤務に勤務形態を変えたり、保育園から急に連絡が入ってお迎えに行くのはほとんど女性側であるという意見を多く耳にします。

・資料4-1 および4-2は、江戸川区の審議会等の女性の登用率の低さが見て取れてショックを受けるとともに、赤裸々に数字を出して真摯に問題に取り組もうとする事務局の皆様の気持ちが受け取れて感激いたしました。

・女性の登用率が高い区の取り組みについてすでに調査し検討しているとのこと頼もしく感じました。

資料7のガイドラインなどにもそのような他区の取り組みが参考にされているのかと思いますが、ほかにどのような取り組みや施策がなされているのか、次回の会議には簡単なものでいいのでぜひ資料として拝見したいです。

・資料4-1に示されている審議会等の一覧に、委員の改選時期と、改選後に女性比率が改善したかどうかを示す欄も設けて、取り組みの効果の有無を検討しやすくしていただきたいです。

・資料7のガイドラインの様式第1項には、「女性（男性）委員を30%以上登用できない理由」「女性（男性）委員の登用に向けた今後の取り組み」の回答欄が自由記入となっています。

今後の会議での資料はこれらの回答欄も審議会等の名称とともにすべて資料に掲載してほしいです。具体的に諸審議会の現状や姿勢を拝見し、一緒に改善を促す方法を検討していきたいです。

・資料4-1 および4-2に示されている審議会等は地方自治法第202条の3に定める審議会、地方自治法第180条の5に定める委員会、その他審議会等、とありますが、江戸川区にかかわる委員会や審議会はもっとあるのではないかと思います。

資料7のガイドラインの2(2)に「要綱等により設置する協議会、懇談会その他の会議体」とありますので、そのような団体もガイドラインの対象とする意図だと思われそうですが、ほかにどのような団体があるのか、現状として女性の登用状況はどのようなかを知りたいです。より網羅的な資料にまとめてほしいです。

・企業、特に中小企業は、社のトップの考え方次第で方向性が決まるため、トップの育児休業等の理解を深めることが肝要と思う。

「当社の体制では、育児休業など無理」と言うことは簡単であるが、中小企業において、体制を整え、育児休業制度を実践している企業が少なからずあり、企業の活性化にもつながっている。それらの企業(一つの業種ではなく多種業)の取り組みを様々な機会(各種団体行事並びに広報誌等)で紹介するなどの啓発活動を行っていただきたい。